

警察庁丁規発第 83 号
消防予第 422 号
国道利第 5 号
国住指第 1200 号
国住街第 79 号
平成 30 年 7 月 11 日

警視庁 交通部長 殿
各道府県 警察本部長 殿
各都道府県 消防防災主管部長 殿
北海道開発局 建設部長 殿
各地方整備局 道路部長 殿
内閣府沖縄総合事務局 開発建設部長 殿
各都道府県 道路主管部長 殿
独立行政法人
日本高速道路保有・債務返済機構総務部長 殿
各都道府県 建築行政主務部長 殿

警察庁 交通局 交通規制課長



消防庁 予防課長



国土交通省 道路局 路政課長



住宅局 建築指導課長



市街地建築課長



「道路の上空に設ける通路の取扱い等について」の廃止について（技術的助言）

「道路の上空に設ける通路の取扱い等について」（平成 30 年 7 月 11 日付け警察庁乙交発第 5 号、消防

予第 411 号、国住指第 1198 号、国住街第 77 号) のとおり「道路の上空に設ける通路の取扱等について」(昭和 32 年 7 月 15 日付け建設省発住第 37 号、国消発第 860 号、警察庁乙備発第 14 号) を廃止したことに伴い、「道路の上空に設ける通路の扱い等について」(平成 8 年 3 月 19 日付け警察庁丁規発第 32 号、建設省道政発第 44 号、建設省住指発第 90 号、建設省住街発第 30 号、消防予第 39 号) を廃止する。

貴職におかれては、貴管下関係機関に対しても、この旨周知されたい。